

サラダホール・大ホールで文化芸術事業を！

阪南市文化芸術活動支援助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度の文化・芸術活動を断念された団体も多いのではないのでしょうか。こんな今だからこそ、サラダホールの大ホールでみなさんの活動に取り組んでみませんか。みなさんの取組を阪南市が応援します。

サラダホール・大ホールを舞台にした、こんな事業に助成します

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で開催を自粛した発表会、定期演奏会など
- ・多くの方を元気にするようなコンサート、演劇会、カラオケ大会など
- ・いつもより広い会場で演奏やダンスの練習などもOK

主な助成内容

サラダホール・大ホール施設使用料（付属施設を含む）、備品使用料、舞台管理人件費
※総額10万円を上限とします。（詳しくは助成金交付要綱参照）
※助成には申請が必要です。応募団体多数の場合は抽選にて決定します。

助成内容・申請受付団体数

恒常的に阪南市で活動する団体（参加者の多くが阪南市民など）で、文化芸術活動をサラダホール・大ホールで実施する（した）場合に、1団体あたり、助成対象経費（大ホール施設使用料（付属施設を含む）、備品使用料、舞台管理人件費）のうち10万円を上限として助成します（1団体あたり申請は1回限り）。

※市からの助成金の振込は、事業完了後の精算払いとなりますので、文化センター使用料等の前払いが必要な経費は団体で立て替えが必要です。

※市外の団体が申請する場合は、恒常的に阪南市で活動することを説明する申し立て書（様式任意）の添付が必要です。

予定申請受付団体数：20団体（予算の範囲内で調整します）

申請できる文化センター使用期間

令和2年6月1日（月）～令和3年3月30日（火）

※既に使用した事業でも申請することができます。

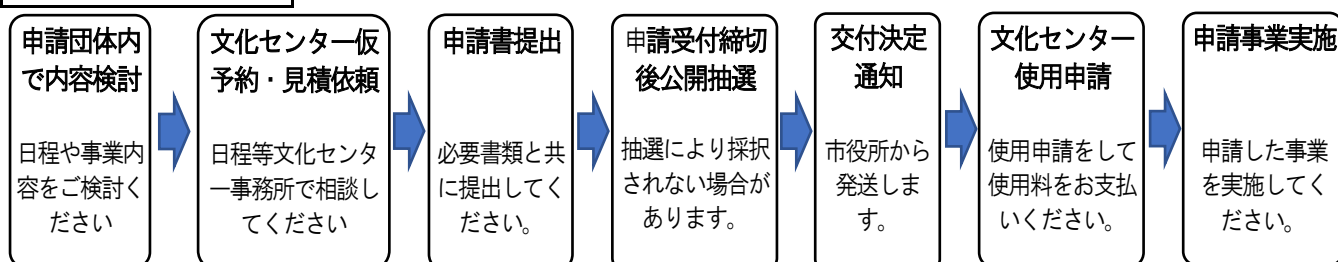
申請受付期間

令和2年10月26日（月）～11月20日（金）※応募団体多数の場合は抽選

※公開抽選日：令和2年11月26日（木）10：00～

場所：阪南市役所・地階（旧庁内食堂）

助成申請までの流れ



交付決定

交付が決定した団体は、文化センターの使用申請（本申請）をするとともに、使用料をお支払いください。

事業実施

文化センターの使用申請した当日に事業を実施してください。備品等を使用した場合は当日精算で使用料をお支払いください。

実績報告

事業完了後（すでに事業が完了している場合は交付決定日から）30日以内か令和3年4月2日のいずれか早い日までに、指定の様式で実績報告が必要です。

助成金の確定と助成金の振込

市は、実績報告書の提出を受けて、交付決定額を上限として補助金額の確定をします。その後、団体の指定する銀行口座等に助成金を振り込みます。

○申請時に必要な書類

◆申請には、次の書類等の提出が必要です。

1	補助金等交付申請書	様式第1号
2	事業実施計画書	様式ア
3	収支予算書	様式イ
4	阪南市立文化センター発行の見積書 ※すでに事業が完了している場合は、阪南市立文化センター発行の領収書でも可。	コピー可
5	申込団体の定款、会則その他これらに類するもの。（団体の構成や活動内容がわかるもの）	任意様式
6	恒常的に阪南市で活動することを説明する申し立て書 ※市外の団体の場合	

その他、必要となる書類を提出していただくことがあります。

○実績報告に必要な書類

◆実績報告には、次の書類等の提出が必要です。

1	補助事業等実績報告書	様式第5号
2	事業実施報告書	様式ウ
3	収支決算書	様式エ
4	阪南市立文化センターが発行する領収書の写し	コピーで可
5	補助金等交付請求書	様式第7号

その他、必要となる書類を提出していただくことがあります。

申請後に、申請の内容等が変更になった場合は、書面での変更申請が必要になることがありますのでお問合せください。

お問合せ

阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
TEL072-471-5678（内線 2352）